

うなぎ加工品品質表示基準

制 定	平成13年 4月25日農林水産省告示第 589号
改 正	平成16年10月 7日農林水産省告示第1821号
改 正	平成20年 1月31日農林水産省告示第 129号
改 正	平成23年 8月31日消費者庁告示第 8号
最終改正	平成23年 9月30日消費者庁告示第 10号

(趣旨)

第1条 うなぎ加工品(業務用加工食品(加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)第2条に規定する業務用加工食品をいう。以下同じ。))を除き、容器に入れ、又は包装されたものに限る。)、うなぎ加工品の用に供する業務用加工食品及びうなぎ加工品の原材料となる業務用生鮮食品(生鮮食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第514号)第2条に規定する業務用生鮮食品をいう。以下同じ。))の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準及び生鮮食品品質表示基準に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、うなぎ加工品とは、うなぎ(ウナギ属に属するものをいう。)を開き、これを焼き若しくは蒸したもの又はこれにしょうゆ、みりん等の調味液を付けた後、焼いたもの(これらを細切したものを除く。)をいう。

(うなぎ加工品の表示の方法)

第3条 輸入品以外のうなぎ加工品の原材料名の表示に際しては、製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。)は、加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(工を除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、次の(1)及び(2)の順に、それぞれ(1)及び(2)に規定するところにより記載しなければならない。

(1) 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

ア うなぎにあっては、次に定めるところにより記載すること。

(ア) 「うなぎ」等とうなぎの名称をもって記載し、その名称の次に括弧を付して、原産地について、国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあっては、国産である旨に代えて生産(採捕を含む。)した水域の名称(以下「水域名」という。)、水揚げした港名又は水揚げした港若しくは主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を記載することができる。

(イ) 輸入品にあっては、(ア)の規定にかかわらず、原産国名に水域名を併記することができる。

イ うなぎ以外の原材料にあっては、「しょうゆ」、「みりん」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。

(2) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号)第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。

(うなぎ加工品の用に供する業務用加工食品の表示の方法)

第4条 前条の規定は、うなぎ加工品の用に供する業務用加工食品について準用する。この場合において、「第4条第1項第2号(工を除く。)」とあるのは「第4条の2第5項(第6号を除く。)」と、「ものから順」とあるのは「順がわかるよう」と読み替えるものとする。

附 則(平成13年4月25日農林水産省告示第589号)

1 この告示は、平成13年5月1日から施行する。

2 平成14年1月31日以前に製造、加工又は輸入されるうなぎ加工品の品質に関する表示については、なお従前の例によることができる。

附 則(平成16年10月7日農林水産省告示第1821号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年1月31日農林水産省告示第129号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月31日消費者庁告示第8号)

この告示は、平成23年9月1日から施行する。

附 則(平成23年9月30日消費者庁告示第10号)

この告示は、平成23年10月1日から施行する。